2月定例教育委員会会議録

- 1 日程 平成30年2月16日(金)
- 2 場所 藤井寺市役所 3階 会議室305
- 3 案件
 - 会議録署名委員の指定について
 - 前回教育委員会会議録の承認について
 - 教育長の報告について

(1) 議決事項

議案第1号 藤井寺市立市民総合体育館条例の一部を改正する条例について ・・・資料1(スポーツ振興課)

(2) 報告事項

報告第5号 教育委員会の後援名義等使用について・・・資料2(教育総務課)

報告第6号 平成30年度市町村教育委員会に対する指導助言事項について

・・・資料3(学校教育課)

報告第7号 平成29年度藤井寺市公民館まつりについて

・・・資料4 (生涯学習課)

報告第8号 「第61回南大阪駅伝競走大会」の実施結果について

・・・資料 5 (スポーツ振興課)

4 出席者 教育長 多田 実

 委員
 藤本 英生

 委員
 杉本 優子

 委員
 福村 尚子

 委員
 樂野 聡史

5 事務局出席者 教育部長、教育部理事兼次長、教育部副理事兼図書館長、 教育総務課長、学校教育課長、文化財保護課長、生涯学習課長、 スポーツ振興課長

6 書記 教育総務課長代理

午前10時00分 委員会開会を宣して日程に入る。

○教育総務課長

皆様お揃いでございますので、会議に先立ちまして、事務局から本日の傍聴者の報告をさせていただきます。藤井寺市教育委員会傍聴人規則に基づき傍聴希望者を募集したところ、本日は傍聴希望者がおられませんでした。

それでは、教育長よろしくお願いいたします。

○教育長

委員の皆様には公私何かとご多用のところ、また、まだまだ寒い中お集まりいただきましてありがとうございます。日差しは徐々に明るくなってくるようで、また藤井寺中学校の新校舎のベールもやっと脱いだ状況でございます。春の訪れを感じるこの頃です。年度末を控え、大変忙しい日々が続くと思いますが、どうぞ体調管理にはくれぐれもご注意いただければと思います。

それでは会議を進めさせていただきます。本日の会議録の署名委員は杉本委員に お願いします。

続きまして、前回の教育委員会会議の議事録ですが、ご承認いただけますでしょ うか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

では、承認とさせていただきます。

それでは教育長からの報告をさせていただきます。私の方から2点について、報告させていただきます。

1 点目、インフルエンザによる学校園の臨時休業の状況についての報告でございます。3 学期以降、道明寺東幼稚園を除く全幼稚園、小・中学校で臨時休業が行われました。本日の時点で臨時休業しているのは、道明寺幼稚園の年少児学級、道明寺南幼稚園の年少児学級、それに藤井寺西小学校2年生の1学級でございます。やや下火になってきたように思われますが、油断することなく予防指導に取り組むよう指導してまいりたいと考えています。

2点目、給食組合教育委員会会議の報告でございます。2月13日に給食センターで第1回定例教育委員会会議が開催されました。案件については議決案件が1件、報告案件が2件、その他案件が1件でございます。

先ず、議決案件ですが、「平成30年度の給食について」という議題でございます。 給食日程、給食内容、給食費、給食材料費、配送回収計画などについて承認されま した。ほぼ平成29年度と同内容でございます。この案件については1月22日に開 催されました給食理事会においても承認されていますが、教育委員会の承認により 正式に決定となるものでございます。

報告案件ですが、平成29年度の給食組合補正予算と平成30年度学校給食組合予算の報告でございます。これらにつきましては、2月2日の給食組合議会において可決されたものでございます。なお、平成30年度予算において、アレルギー対策の充実や食育の推進への対応として栄養士1名の採用が予定されています。また、柏原市産のブドウや藤井寺市産のバジルソース、イチジクジャムなど地産地消の推進ということで、「賄材料費」として61万2千円が予算措置されています。

その他案件では、学校給食費の滞納対策に係る法的措置についての経緯、並びに現状の報告でございます。12月5日に法的措置の対象として8人の保護者に対し羽曳野簡易裁判所に「支払い督促の申立」を行いましたが、その後、3人の保護者よ

り全額支払われました。残り 5 人のうち 2 人が「仮執行宣言付き支払い督促」が裁判所により確定され、消滅時効期間が 10 年となり強制執行が可能な状況になっています。2 人については現在「仮執行宣言付き支払い督促の申立」を行っているところです。残りの 1 人につきましては分割返済を希望する旨の異議申し立てがありましたので、訴訟になりますが、今後、口頭弁論において分割返済についての協議が行われることになります。以上、給食組合教育委員会会議の報告とさせていただきます。

以上、2点、教育長報告とさせていただきます。

○教育長

それでは案件を進めさせていただきます。

本日は議決事項が1件、報告事項が4件でございます。

では、議決議案第1号 藤井寺市立市民総合体育館条例の一部を改正する条例について、スポーツ振興課長お願いします。

○スポーツ振興課長

それでは議案第1号 藤井寺市立市民総合体育館条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容についてご説明いたします。資料 1 をご覧ください。1 枚目の事案の制定または改廃の理由欄に記載させていただいておりますとおり、平成30年度より本市のスポーツ施設において、インターネットを用いて公共施設予約システムを導入するにあたり、諸手続きの見直し並びに「藤井寺市立テニスコート条例」及び「藤井寺市立市民運動広場条例」との統一した文言にするべく改正しようとするものです。具体的な内容についてですが、7 枚目の新旧対照表をご覧ください。右側の改正前の下線部分である『別に定めるところにより使用許可申請書を提出し』この部分を削除したものでございます。資料の2枚目をご覧ください。本条に関しましては、「施行日」を「交付日」としておりますが、インターネットを用いた公共施設予約システムの運用につきましては、施設利用者が極力混乱を招かないようにするべく、この条例改正後、施設利用者への十分な周知期間を設け、その周知に努めた上で開始してまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、議案第1号 藤井寺市立市民総合体育館条例の一部を改正する条例についての提案理由と内容に関しての説明とさせていただきます。何卒、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。また、承認いただきました後、平成30年第1回定例市議会に上程させていただく予定でございます。

資料1「藤井寺市立市民総合体育館条例(案)」について 要旨を説明する。

○教育長

ありがとうございました。ただいまの提案について、何かご質問等はございませんか。

○委員

本条例は交付日から施行されるとのことですが、インターネット予約システムの 運用が開始されるまでは現行の予約等の諸手続きで運用されることとなると思いま すが、本条例の施行日以降も現行の運用で問題はありませんか。

○スポーツ振興課長

本条例は一部改正しますが、一部改正される本条例第4条の規定に基づく同条例施行規則は今回改正しませんので、本条例の施行日以降も現行の運用で問題ありません。

○委員

ありがとうございました。

○教育長

よろしいでしょうか。他にご質問等はございますか。

○委員

インターネット予約システムの運用については、施設利用者が極力混乱を招かないように、この条例改正後、施設利用者への十分な周知期間を設け、その周知に努めた上で運用を開始されるということですが、現段階で考えておられる周知方法についてお聞かせ願えますでしょうか。

○スポーツ振興課長

資料等に基づく説明会を反復継続して行なうだけでなく、利用者の方によっては 実際にパソコンを試行的に触れていただくなどによる周知を考えております。

〇委員

ありがとうございます。

○教育長

よろしいでしょうか。他にご質問等ございませんか。

○委員

本市にとって、はじめてインターネット予約ステムの運用が開始されるとのことですが、運用開始後も予期せぬ問題等に遭遇される等、色々なご苦労もあると思います。そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○スポーツ振興課長

先ほどご説明しましたように、施設利用者が極力混乱を招かないようにするべく、施設利用者への十分な周知期間を設け、その周知に努めた上で運用を開始していきたいと考えておりますが、委員が心配されているとおり、本市にとって初めてのことであり、運用開始後も様々な課題が出てくるかもわかりません。そこで、来年度末を目処に本システムの運用実績を検証し、適宜見直しを図り、再来年度の運用改善に繋げられればと考えております。

○教育長

よろしいでしょうか。今の質問にもありましたように、市民の皆さんに混乱を招くことなく、丁寧に対応をしていただければと思います。それでは議案第1号は、原案どおり議決するということでよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

それでは、原案どおり議決とさせていただきます。

次の報告事項にまいります。報告第5号 教育委員会の後援名義等使用について、 教育総務課長お願いします。

○教育総務課長

教育委員会の後援名義等の使用につきまして、平成30年1月に使用承認の専決処理をした事業は、表に記載のとおり4件でございました。

以上、藤井寺市教育委員会の後援名義等に関する規程第3条第2項に基づき報告 させていただきます。

> 資料2「教育委員会の後援名義等使用について(報告)」 に基づいて、要旨を説明する。

○教育長

ただいま説明のありました 4 件を専決とさせていただいたわけですが、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次にまいります。報告第6号 平成30年度市町村教育委員会に対する 指導・助言について、事務局お願いします。

○教育部理事兼次長

お手元に、資料 3「平成 30 年度 市町村教育委員会に対する指導・助言事項」という冊子をお配りさせていただいております。この件につきましては、先日、府下全市町村対象の教育長・学校教育指導主管部課長会議の中で、各市町村に対して説明等がございました。指導助言事項に関しましては、後ほどご報告させていただきますが、先に、会議の際に府教育長の挨拶の中でも指導助言事項に関わる話がございましたので、その点について報告させていただきます。大きく2点ございます。まず1点目、指導助言事項に関わりまして、新学習指導要領が平成30年度から移行期間に入るということで、その移行期間も踏まえた内容の指導助言事項であるということです。その移行期間に向けての準備ということと、加えてあと2点、支援教育に関わりまして、今現在も作成しておりますが、個別の支援計画並びに指導計画の作成にきちんと取り組んでいくようにというような重点的なお話がございました。最後に、働き方改革ということで、教員の働き方改革で府の方ではプロジェクトチームを現在立ち上げているということです。3月中には、府立学校での取組み等も

含めて、集約・取りまとめを行ない、府立学校向けに発信するというような話がございました。それから、大きな2点目として指導助言事項とは少し離れますが、児童生徒への指導ということで、2点お話がございました。まず1点目は、小中生徒指導の支援体制について、府内では暴力行為の数が減少傾向にある、ただ、新たに発生する小学校の数は増えているというのが現状でございます。そういった状況に対応するために、OBの校長先生方を派遣するというような取り組みを進めていくということです。それから、もう1点の指導面は、部活動指導に関わるところでございます。いわゆる技術指導であったり、大会への引率というようなことにおいて、指導員の配置を検討している、2月中に府の方でその要項を作成し発信するというようなお話が教育長よりございました。

それでは、お手元の資料3「市町村教育委員会に対する指導・助言事項について」 報告をさせていただきます。目次の3ページを開いていただきますと、重点1から 重点8までございます。これは現在、府が作成して取り組んでおります府の教育振 興基本計画(10本柱のうち高等学校に関する部・私立学校に関する部を除いた)の8 本の柱に関わって、重点1から8までこの指導助言事項の中に盛り込まれていると いうことでございます。それぞれの重点課題の中で、特に説明のあったところだけ 報告させていただきます。6・7ページを開いてください。まず重点1としまして、 『小中学校の教育力の充実』ということで、『(1)学習指導要領の確実な実施』では、 特に『エ 先行する特別教科化など道徳教育の充実を図るよう指導すること』とい うことで、小学校でもこの平成30年度から道徳教育の評価を含めた取組みを進めて いるということでございますので、ここは第一の重点として掲げられています。続 きまして『(2) 学力向上の取組みの充実』につきましては、『イ 学習指導に当たっ ては、言語能力の育成の充実を図り、尚且つ、主体的・対話的で深い学びの実現に 向けた授業改善を行うよう指導すること』というところが強調されております。『(3) 外国語(英語)教育の充実』につきましては、『イ 小学校の取組み』の中でござい ますが、中学年では外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませる体験的な活動を 充実させ、聞くこと・話すことを中心に指導することとなっており、中学年におき ましては年間15時間の授業時間増となっております。また高学年では、聞くこと・ 話すことに加え、読むこと・書くことを通じて、外国語で自分の考えや気持ちなど を伝え合うことができる基礎的な力を養うよう指導することということで、高学年 につきましては年間 50 時間の授業時間増となっております。同じく『ウー中学校で は、実際に活用する場面を設定するなど言語活動の充実や指導方法の工夫完全に積 極的に取り組むことで、コミュニケーション能力を養うよう指導すること』という ところが強調されております。続いて8ページ、『重点2障がいのある子どもの自立 支援』ということで、『(5) 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実』で、先 ほどの府の教育長のお話にもありましたが、その内の『イ』 支援学級在籍児童並 びに通級学級に入級している児童生徒につきましては、個別の教育支援計画並びに 個別の指導計画を作成しておるところでございますが、『通常の学級においても、必 要に応じ「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成・活用し、一貫した支援 を行うとともに、確実な引継ぎを進めること』ということでございます。特に、『ウ 新学習指導要領を見据え、児童生徒の障がいの状況に応じた指導・支援の工夫、並 びに教育課程の編成について一層の充実を図ること』というところが強調点でござ います。続きまして、『重点 3 豊かでたくましい人間性のはぐくみ』『(6) 心の教 育の充実』では、『ウ 小学校では、新学習指導要領「特別の教科 道徳」の趣旨や 内容等を十分に理解した上で実施するよう、並びに中学校では、「道徳科」の全面実 施に向けた取組みを進めるよう指導すること』ということで強調点の説明がござい ました。続きまして『(9) いじめ・暴力行為等の問題行動や不登校への取組みの推 進』ということで、まず問題行動への対応につきましては、生徒指導体制の指導充 実支援事業ということで、現在府内各小中学校に加配の教員が配置されているとい うような取組みも進められており、問題行動にしっかりと対応することということ でございます。12ページ『(不登校児童・生徒への支援)』ですが、現在不登校児童・ 生徒と捉えられておる人数が一万人を超えており、特に中学1年生の増加傾向がみ られるということでございます。そこで、『ウ 小学校における不登校児童の増加や 中学1年時に不登校生徒が増加する傾向が続いていることから、中学校入学段階で の小中連携を積極的に進めるよう指導すること』ということで対応の方が強調され ております。続きまして『重点 4 健やかな体のはぐくみ(10)体力づくりの取組 み』ということで、先日も新聞報道等もございましたが、全国体力・運動能力・運 動習慣等調査において、依然として府の状況は下位段階にあるということで、引き 続き体力向上に向けた取組みを進める必要があるということで強調されております。 続きまして『重点 5 教員の資質向上』ですが、先ほどの府の教育長のお話にもあ りましたが『(14) 働き方改革』ということで、各校の特色や状況に応じた長時間勤 務の縮減に向けた取組みの促進や、勤務時間管理及び健康管理を徹底するとともに、 教職員一人ひとりの意識改革を推進するなど、教職員の「働き方改革」に取組むこ とが重要であるということでございます。また、『ア 府立学校における取組みなど を参考に適切に対応すること』ということで、こちらは3月中に府の方で取りまと めが行なわれる予定でございます。その他、重点6・7・8については大きく変更は ないとのことでした。18ページ以降は、本編ということで、それぞれの重点の方針 に基づいての詳細が記されてございます。指導・助言事項については以上でござい ます。それに加えて、府の平成30年度の予算等について本市にも関わりのあるとこ ろだけ、かいつまんで報告をさせていただきます。指導・助言事項にも関係がござ いますが、府の方では英語教育推進事業ということで、平成29年度と同様の予算を 平成30年度もたて、英語教育をどんどん府内でも進めていくという話がございまし た。それから先ほど申し上げました生徒指導に関わりましては、小中学校生徒指導 体制推進事業費として非常勤講師の配置あるいは、スクールソーシャルワーカー、 サポーターといった人員の配置等にも予算が計上されておるということでございま す。以上でございます。

> 資料3「平成30年度市町村教育委員会に対する指導・助言事項」 に基づいて、要旨を説明する。

○教育長

ありがとうございました。今、大阪府教委の方から示された市町村に対する指導・助言事項の重点、概要等の説明がありました。私どもとしましては、府の指導・助言を踏まえながら本市の実態に合ったかたちで学校園に対する重点教育課題を作成したいと考えおりますので、よろしくお願いしたいと思います。この件は報告事項ということですのでよろしいでしょうか。質問は無いようですので次にまいります。

続きまして、報告第7号 平成29年度藤井寺市公民館まつりについて、生涯学習課長お願いします。

○生涯学習課長

報告第7号といたしまして、資料4「平成29年度 藤井寺市公民館まつり開催要項」についてご説明させていただきます。公民館講座の文化教室で1年間学んでこられた方の成果発表の場ということで、毎年3月に公民館まつりを開催させていただいております。本年につきましては開催期間と致しまして平成30年3月8日(木)から11日(日)まで開催する予定でございます。主に作品展示、また実技披露となっておりまして、予定につきましては資料4記載のとおりでございます。特にこの度は11日の日曜日が最終日になりますが、文化教室の合同の閉講式がございます。この閉講式の方も合わせてご出席のご依頼をしたいと思います。個別のご案内は会議終了後に皆様にお渡しをさせていただきます。裏面に文化教室合同閉講式のスケジュール、当日の流れを載せさせていただいておりますので、お時間がございましたらよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

資料 4「平成 29 年度 藤井寺市公民館まつり開催要項」 に基づいて、要旨を説明する。

○教育長

ありがとうございました。何かご質問等ございますか。無いようですので、ご都 合がつけば、ご覧いただければと思います。

では次にまいります。報告第8号 第61回南大阪駅伝競走大会の実施結果について、スポーツ振興課長お願いします。

○スポーツ振興課長

第61回南大阪駅伝競走大会の結果について報告させていただきます。資料5をご覧ください。今年で61回目を迎えました南大阪駅伝競走大会が去る2月4日(日)昨年と同様に、富田林市のパーフェクトリバティ教団のご厚意によりまして同教団本庁内コースで開催されました。当日は、7部門に総勢198チーム、1,509名の選手が参加し、藤井寺市からは5部門に10チーム、78名が参加しました。藤井寺市から参加されたチームの成績はご覧のとおりでございます。特に、高校生男子の部に参加された藤井寺高校の陸上競技部は、当日参加された高校生男子の部全14チーム中で第7位に入賞され、賞状が授与されました。また、中学生男子の部に参加された第三中学校サッカー部は、当日参加された中学生の男子の部全19チーム中で第5位に入賞され、賞状が授与されました。それから、総合優勝のみ表彰対象とする混成の部につきましては、この部に参加された道明寺小学校、藤井寺西小学校、藤井寺南小学校、藤井寺小学校、藤井寺北小学校の5校の教員で構成された藤井寺ランナーズAが、当日参加された混成の部全69チーム中で第2位という見事な成績を収めました。

以上で第61回南大阪駅伝競走大会の結果についての報告とさせていただきます。

資料 5「第61回南大阪駅伝競走大会における藤井寺市チームの成績」

に基づいて、要旨を説明する。

○教育長

ありがとうございました。南大阪駅伝競走大会についての報告でございましたが、何かご質問等はございますか。よろしいですね。それでは以上をもって、本日予定していた案件がすべて終了となりましたが、全体を通して何かご発言等がございますか。

○委員

2点ございます。まず1点は教育長からの報告の中で、給食の法的措置が8名と おっしゃいましたが、それ以外の方は全納されているんでしょうか。また、どういった方が法的措置になるのでしょうか。

それからもう1点、働き方改革というのが新聞によく出ていますが、この冊子でも少ししか出ていないようですが、何か改善されている点があるのか、これから期待される改善点があるのかを教えていただきたいです。

○教育長

1 点目は私の方からお答えいたします。給食の滞納をされている方は他にもたくさんおられます。初めての一つの法的措置の具体的な取組みということですので、例えば、滞納の方で現在就学援助を受けておられる方でありますとか、支払いが難しい方を除いた結果、最終的に8名ということにしました。裁判に要する費用・予算措置の問題もありまして、一定、絞った形で対応させていただいたということでございます。ただ、今回対象にならなかった方も、いわゆる払う債務が逃れられたということではありません。以上でございます。

2点目は事務局でお願いします。

○教育部理事兼次長

働き方改革につきましては、資料3の冊子14ページだけでございます。先ほども報告させていただきましたが、市町村におきましては、それぞれの各校の特色状況に応じた取組みの促進、長時間勤務の縮減に向けた取組みの促進、健康管理等徹底せよということでございます。府立学校におきましては、府の主要事業ということで、特に部活動指導に関わりまして平成30年度当初予算ということで組んでおります。額としましては1,684万2千円という額で、内容といたしましては、府立学校への部活動指導員の配置としまして、まずは10校をモデル配置ということで10名の指導員が配置されます。それから、部活動指導員を配置した市町村への補助ということで16名分予算化されてはおりますが、これは府が全額その費用負担をするということではなく、国府市町村がそれぞれ三分の一ずつ負担ということで、こちらの方も活用配置等行なう市町村があれば、部活動指導に関するガイドラインを作成した上で府に申請等をしながら進めていくということでございますが、今現在具体的な動きとしてはまだ本市も含めて行なっていないのが現状でございます。以上です。

○委員

ありがとうございました。

○教育長

教育の内容は、例えば英語が増える、教員としての果たさなければならない仕事、ましてや丁寧な子ども達との関わりでありますとか、そういうことはどんどん減ることなく一方では増える。とはいっても、長時間勤務の問題がクローズアップされているということで、両方への対応が必要なことで、教育だから先生はいくらしんどくなっても我慢しなさいというわけにもいかないし、先生が疲労・疲弊することは教育の中身も良くなくなるということです。ただ、根本的な解決は、やはり定数増ということなんですが、なかなかそれは国の財政的に難しいということで、今できる範囲で対応出来ることをやって行かざるを得ません。市としても、職員の本来やるべき教育活動以外の事務的な部分は、事務職員を各学校へ配置して負担軽減をするというような考え方も勿論あるんですが、なかなか一方では財源の問題も本当に厳しい状況の中で、今現状としては今できる範囲の中で工夫出来ること、そういう中で知恵を絞ってというふうなことからまずはやっていくという状況でございます。ただ、課題意識は絶対に必要なことだと思っています。よろしいでしょうか。

○委員

ありがとうございました。

○教育長

それでは、これをもって終了といたします。本日はありがとうございました。

会議事項が終了したので、閉会を宣する。

午前10時40分